

養護老人ホーム被措置者及び養護委託による
被措置者に係る負担金徴収基準額表

	対象収入による区分	月額負担金
1	0～270,000円	0円
2	270,001～280,000円	1,000円
3	280,001～300,000円	1,800円
4	300,001～320,000円	3,400円
5	320,001～340,000円	4,700円
6	340,001～360,000円	5,800円
7	360,001～380,000円	7,500円
8	380,001～400,000円	9,100円
9	400,001～420,000円	10,800円
10	420,001～440,000円	12,500円
11	440,001～460,000円	14,100円
12	460,001～480,000円	15,800円
13	480,001～500,000円	17,500円
14	500,001～520,000円	19,100円
15	520,001～540,000円	20,800円
16	540,001～560,000円	22,500円
17	560,001～580,000円	24,100円
18	580,001～600,000円	25,800円
19	600,001～640,000円	27,500円
20	640,001～680,000円	30,800円
21	680,001～720,000円	34,100円
22	720,001～760,000円	37,500円
23	760,001～800,000円	39,800円
24	800,001～840,000円	41,800円
25	840,001～880,000円	43,800円
26	880,001～920,000円	45,800円
27	920,001～960,000円	47,800円
28	960,001～1,000,000円	49,800円
29	1,000,001～1,040,000円	51,800円
30	1,040,001～1,080,000円	54,400円
31	1,080,001～1,120,000円	57,100円
32	1,120,001～1,160,000円	59,800円
33	1,160,001～1,200,000円	62,400円
34	1,200,001～1,260,000円	65,100円
35	1,260,001～1,320,000円	69,100円
36	1,320,001～1,380,000円	73,100円
37	1,380,001～1,440,000円	77,100円
38	1,440,001～1,500,000円	81,100円
39	1,500,001円以上	※

※150万円超過額×0.9÷12月+81,100円(100円未満切捨て)

■上表にかかわらず平成15年7月から平成16年6月までの
暫定措置として140,000円を当該負担金月額の上限とする。

扶養義務者負担金徴収基準額表

	税額などによる階層区分	負担金金額
A:	生活保護法による被保護者 (単給を含む)	0円
B:	A階層を除き当該年度分の 市町村民税非課税の者	0円
C:	A階層及びB階層を除き 前年分の所得税非課税の者	
	C1 当該年度分の市町村民税所得割 非課税(均等割のみ課税)	4,500円
	C2 当該年度分の市町村民税所得割 課税	6,600円
D:	A階層及びB階層を除き前年分の所得税課税の者であつて、その税額の年額区分が次の額である者	
	D1 18,700円以下	9,000円
	D2 18,701～50,000円	13,500円
	D3 50,001～87,500円	18,700円
	D4 87,501～252,500円	29,000円
	D5 252,501～527,500円	41,200円
	D6 527,501～902,500円	54,200円
	D7 902,501～1,365,000円	68,700円
	D8 1,365,001～1,906,800円	85,000円
	D9 1,906,801～2,577,700円	102,900円
	D10 2,577,701～3,391,800円	122,500円
	D11 3,391,801～4,447,200円	143,800円
	D12 4,447,201～5,604,000円	166,600円
	D13 5,604,001～6,944,400円	191,200円
	D14 6,944,401円以上	※

※その月におけるその被措置者にかかる措置費の支弁額

■詳細は、「老人福祉法に基づく負担金徴収規制」(高浜市)を
参照してください。